

# 建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧 (令和6年度予算概算決定・令和5年度補正)

## 林野庁

※本資料は、令和6年度政府予算概算決定及び令和5年度補正予算に盛り込まれた補助事業等の内容を踏まえ、各省にも確認の上、林野庁が作成したものです。

※本資料の内容は、各補助事業等の主な情報について掲載したものであり、各事業・制度の詳細については、「問い合わせ先」欄に記載の省庁等へお問い合わせ下さい。

※どの事業が活用しうるのかや補助事業間の違いなど、ご不明な点がございましたら、下記の「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」まで、ご相談ください。

※令和6年度予算については、概算決定段階のものであり、今後、変更や修正の可能性があります。

[建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ]

木材利用促進本部事務局（林野庁林政部木材利用課建築物木材利用促進グループ）03-6744-2626

[https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/riyou/mokuzou\\_concierge.html](https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/riyou/mokuzou_concierge.html)

林野庁HP「建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyuu.html>



コンシェルジュ  
問い合わせフォーム



補助事業・制度等一覧  
掲載ページ

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	施設の用途														木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト	
							非住宅建築物																				住宅
							公共建築物										民間非住宅建築物										
							学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路S・A・道の駅									
＜施設整備への支援＞																											
1	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業循環成長対策（うち木造公共建築物等の整備）	地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・木質化に対し支援	地方公共団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不特定多数の者が利用する公共建築物であること</li> <li>○補助対象施設の面積が300㎡以上であること</li> <li>○木造化の場合、対象施設の地域材利用量が0.18㎡/㎡以上であること。木質化の場合は木質化事業面積が300㎡以上であること</li> <li>○製材等については、「クリーンウッド法」等に準拠した合法伐採木材を使用すること</li> <li>○構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、原則として、JAS製材品を使用すること</li> <li>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○木造化：建設工事費の15%以内（ただし、GLT活用等のモデル性が特に高いものは1/2以内）</li> <li>○木質化：木質化事業費の1/2以内（ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと）</li> </ul>	64億円の内数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地域材の利用が必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市（まち）の木造化推進法に基づく市町村方針を策定している市町村内に整備するものが対象</li> <li>○公立小中学校の校舎木造化は補助対象外</li> <li>○営利目的の施設は補助対象外</li> <li>○庁舎、消防署、警察署は不特定多数の利用者が見込めないため、費用対効果の観点から対象外</li> <li>○都道府県の交付金事業としての支援であるため、整備箇所の都道府県交付金事業計画に含まれるものが対象</li> </ul>	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○	林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2626 各都道府県林務部局	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kou-zoukaizen/koufukin2.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kou-zoukaizen/koufukin2.html</a>			
2	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業循環成長対策のうち高性能林業機械等の導入（うち効率化施設及び活動拠点施設）	効率的な作業の実施による生産性の向上又はこれと併せて労働強度の軽減等作業環境の改善等を図るために必要な施設の整備を支援	森林整備法人等、選定経営体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受益範囲において、素材の生産量若しくは素材の生産性の目標が原則として都道府県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること</li> <li>○施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする</li> <li>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○効率化施設整備：1/2以内</li> </ul>	64億円の内数										山元貯木場管理棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造</li> <li>○使用する木材は、合法伐採木材であること</li> </ul>	林業生産施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○	林野庁経営課 TEL：03-3502-8055 各都道府県林務部局	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kou-zoukaizen/koufukin2.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kou-zoukaizen/koufukin2.html</a>				
3	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業循環成長対策（うち木材加工流通施設等の整備）	需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築に必要な木材加工流通施設等の整備を支援	森林組合、木材関連事業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受益範囲において、当該加工部門の地域材利用量等の目標が原則として都道府県の目標値以上又は目標値の伸び率以上であること</li> <li>○事業実施主体は、一定量の地域材の利用の増大を目的として、木材安定取引協定の締結を行うこと</li> <li>○製材等については、「クリーンウッド法」等に準拠した合法伐採木材を使用すること</li> <li>等</li> </ul>	1/2以内等	64億円の内数										製材工場、集材工場等の製品保管倉庫等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○製品保管倉庫等の整備にあたっては、法令の制限やコスト等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造</li> <li>○製品保管倉庫等の整備にあたっては、構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、JASの格付けされたもの、かつ、地域材を利用すること</li> </ul>	木材加工流通施設等の整備を支援するため、当該施設等と一体的に整備する製品保管倉庫等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2292 各都道府県林務部局	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kou-zoukaizen/koufukin2.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kou-zoukaizen/koufukin2.html</a>				

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条、通称「都市（まち）の木造化推進法」）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和6年度概算決定額 (令和5年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途													木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定 ※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト			
								非住宅建築物																			住宅		
								公共建築物											民間 非住宅建築物										
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港		高速道路SA・道の駅									
4	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業循環成長対策（うち木質バイオマス利用促進施設整備）	木質バイオマスの利用促進に必要な施設の整備を支援	地方公共団体、民間事業者等	○木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、先進的かつモデル的な全国への波及効果の高い施設であること ○地域に賦存する木質バイオマスの総合的かつ計画的な利活用のために必要な施設であること 等	○木質バイオマス供給施設整備 未利用木質資源の燃料製造・供給に向けた取組は1/3（※1）（※2） ○木質バイオマスエネルギー利用施設整備 未利用木質資源の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は1/3（※1） ※1 「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合、補助率は1/2 ※2 FIT・FIP発電所への供給を主な目的とする取組の場合は、各種条件により補助率1/2、1/3、15%	64億円の内数															木質バイオマス供給施設及び木質バイオマスエネルギー利用施設の建屋等		建屋等の整備においては、原則として木造。ただし、法令による制限やコスト等の観点から困難である場合は、施設の構造の一部や内装等への木材利用を検討すること	木質バイオマスの利用促進に必要な木造と認められる建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。		林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2297 各都道府県林務部局	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufukin2.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufukin2.html</a>
5	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業循環成長対策（うち特用林産物振興施設等整備）	地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援	森林組合、農業協同組合、林業者等の組織する団体等	○受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標が原則として都道府県の目標値以上または目標値の伸び率以上であること ○特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合、5年以上の期間、地域の木材を年間おおむね100m3以上利用する協定等を締結すること 等	○生産・加工流通施設：1/2以内	64億円の内数															特用林産物生産施設等の建屋等		○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト、施設の特性等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○使用する木材は、合法伐採木材であること	特用林産物振興施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。		林野庁経営課 特用林産物対策室 TEL：03-3502-8059 各都道府県林務部局	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufukin2.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufukin2.html</a>

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条、通称「都市（まち）の木造化推進法」）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定







整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	令和6年度概算決定額 (令和5年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途													木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト			
								非住宅建築物																			住宅		
								公共建築物											民間非住宅建築物										
								学校	子ども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港		高速道路S・A・道の駅									
15	農林水産省(水産庁)	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン(浜プラン)」の充実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備等に対し支援	地方公共団体、漁業協同組合等	各地域の浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていること等	交付率(1/2等)	20億円の内数																〇 (漁業共同利用施設)		都道府県を通じての交付金となっています。		水産庁防災漁村課 TEL:03-6744-2391	<a href="http://www.famaff.go.jp/bousai/koufukin/index.html">http://www.famaff.go.jp/bousai/koufukin/index.html</a>	
16	国土交通省	優良木造建築物等整備推進事業	炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物の普及に資する優良なプロジェクトに対し支援	地方公共団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇主要構造部に木材を一定以上使用するもの</li> <li>〇耐火構造又は準耐火構造とすることが求められるもの</li> <li>〇用途が、不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するもの</li> <li>〇多数の利用者等に対する木造建築物の普及啓発に関する取組がなされるもの</li> <li>〇伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇調査設計費：木造化に係る費用の1/2以内</li> <li>〇建設工事費：木造化による係増し費用の1/3以内 ただし、掛かり増し費用の算出が困難な場合は、建設工事費の10%以内 (上限額：3億円)</li> </ul>	447.10億円の内数																不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するもの(劇場、病院、ホテル、共同住宅、学校、児童福祉施設、美術館、百貨店、商業施設、展示場、事務所等)	〇 (共同住宅等に限定)		評価事務局HPに掲載		国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室 TEL:03-5253-8111	
17	総務省	(地方財政措置)地域活性化事業債		地方公共団体	一般的に地域木材を利用した施設の整備が対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇充当率：起債対象経費の90%以内</li> <li>〇交付税措置：地方債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入</li> </ul>	-																				総務省地域力創造グループ地域政策課 TEL:03-5253-5523		

地方財政法第5条第5号に規定する公共施設又は公用施設で、普通会計で整備するものが対象。

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36条、通称「都市(まち)の木造化推進法」)第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定





整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	施設の用途												住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定 ※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト	
							非住宅建築物																			
							公共建築物											民間非住宅建築物								
学校	子ども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅															
21	環境省	集合住宅の省CO2 促進事業	低炭素化に資する 素材 (CLT) を一定 量使用する集合住 宅に支援	集合住宅を新築 する者	ZEH (ネット・ゼロ・エ ネルギー・ハウス) 集合 住宅 (①新築低層・②新 築中層・③新築高層)	①新築低層ZEH-M (3 層以下) への定額補 助: 40万円/戸 ②新築中層ZEH-M (4 ~5層) への定率補 助: 補助率1/3以内 ③新築高層ZEH-M (6~ 20層) への定率補助: 補助率1/3以内  ①②③について、CLT 一定量以上使用で別途 補助	3,450,000千 円の内数													○	①②③について、 CLT一定量以上使用 で別途補助 ③について、補助対 象事業者が締結した 建築物木材利用促進 協定に基づき木材を 用いる事業について 優先採択枠を設ける			○	環境省地球 環境局地球 温暖化対策 課地球温暖 化対策事業 室 TEL:0570- 028-341	
22	経済産業省	ネット・ゼロ・ エネルギー・ビル (ZEB) 実証事 業	先進的な技術等の 組み合わせによる 民間の大規模建 築物のZEB化の実証を 支援	民間事業者・団 体	○BELSIによるZEB認証の 取得 ○「ZEBプランナー」の 関与 ○WEBPRO未評価技術のう ち1項目以上の導入 ○要件を満たすBEMS導入 ○エネルギー区分ごとの 計測・計量・データ収 集・分析・評価 ○ZEBリーディング・ オーナーへの登録 等	補助対象経費の2/3以 内	57億円の内数													○	CLT等の新たな木 質材料を一定量以上 使用した場合に優先 採択	対象は、大規模建 築物 (新築: 10,000㎡ 以上、既築2,000㎡ 以上) に限る		資源エネル ギー庁省エ ネルギー課 TEL:03- 3501-9726	<a href="https://sii-or.jp/zeb05/public.html">https://sii-or.jp/zeb05/public.html</a>	

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律 (平成22年法律第36条、通称「都市(まち)の木造化推進法」) 第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	施設の用途										木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定 ※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト		
							非住宅建築物																民間非住宅建築物	住宅
							公共建築物																	
							学校	子ども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署								
23	文部科学省	公立学校施設整備費負担金	公立の義務教育諸学校における教育の円滑な実施を確保するため、公立学校建物の施設整備に要する経費の一部を負担	地方公共団体等	○公立小中学校等における教室の不足を解消するための校舎の新増築 ○公立小中学校等を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新増築	原則1/2	505億円の内数	○公立										①脱炭素社会の実現に資するため、補助単価において学校施設の内装木質化を標準化 ②地域材を活用して木造施設を整備する場合、補助単価を加算	各都道府県、各市町村の教育委員会へお問い合わせ下さい。	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL：03-6734-2000	<a href="https://www.mext.go.jp/za_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/za_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>			
24	文部科学省	学校施設環境改善交付金	学校施設の老朽化対策や耐震化をはじめとした環境整備を図り、経年劣化により安全性・機能性に支障のある老朽施設を改善するなど、設置者が行う公立学校施設整備に必要な経費を支援する	地方公共団体	○構造体の劣化対策を要する建築後40年以上経過した建物の長寿命化改良 ○構造上危険な状態にある建物の改築等	原則1/3	177億円の内数	○公立幼稚園										①脱炭素社会の実現に資するため、補助単価において学校施設の内装木質化を標準化 ②地域材を活用して木造施設を整備する場合、補助単価を加算	各都道府県、各市町村の教育委員会へお問い合わせ下さい。	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL：03-6734-2000	<a href="https://www.mext.go.jp/za_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm">https://www.mext.go.jp/za_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm</a>			
25	文部科学省	国立大学法人等施設整備費補助金	国立大学法人等が行う施設・設備の整備及び不動産の購入に要する経費に対して補助	国立大学法人 国立高等専門学校 大学共同利用機関法人	国立大学法人等が行う補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付	定額	363億円の内数	○国立 ○国立大学附属幼稚園												文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部計画課 TEL：03-6734-2300				

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36条、通称「都市(まち)の木造化推進法」)第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	令和6年度概算決定額 (令和5年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途												木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト	
								非住宅建築物											民間非住宅建築物							住宅
								公共建築物																		
								こども園・幼稚園・保育所	学校	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港								
26	文部科学省	私立学校施設整備費補助金 (私立学校教育研究装置等施設整備費) (①私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費)、 (②私立高等学校等施設高機能化整備費)	私立大学等の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的として、私立大学等の施設の整備等に係る経費の一部を補助	学校法人等	文部科学省の「私立大学等経常経費補助金」において、前年度及び当該年度に、不交付又は減額の措置を受けていないこと及び受ける可能性がないこと 等	①1/2以内等 ②1/3以内等	52億円の内数											①大学等(大学・短期大学・高等専門学校)、専修学校、②高等学校等(小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校)の区分毎に事業が分かれている			(大学等・高等学校等) 文部科学省 高等教育局 私学助成課 TEL:03-5253-4111 (内線2774)  (専修学校) 文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室 TEL:03-5253-4111 (内線3280)	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/015.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/015.htm</a>  <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/003/001.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/003/001.htm</a> (専修学校) <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/main11_1.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/main11_1.htm</a>				
27	文部科学省	私立学校施設整備費補助金 (私立幼稚園施設整備費)	幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園の新設及び増築等に係る経費の一部を補助	学校法人	新築及び増築の場合、交付決定年度中に設置認可がなされ、交付決定年度中に、又は交付決定年度の翌年度から幼稚園を開設すること 等	1/3以内 (倒壊等の危険性が高い(1s値0.3未満)施設の耐震補強工事は1/2以内)	4.6億円の内数												各都道府県の私立学校主管課へお問い合わせ下さい。		文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 TEL:03-6734-2714					
28	厚生労働省	地域医療介護総合確保基金	「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するため、各都道府県に基金を設置し必要な事業を実施	地方公共団体 医療法人 社会福祉法人 等	都道府県が定める計画に基づいて実施されるものであること 等	○医療施設：都道府県において設定 ○介護施設：定額	医療分：733億円の内数 介護分：252億円の内数											介護施設にあっては、施設の木造化・木質化等の木材利用等を行うものを優先的に選定するよう配慮		各都道府県の医療・介護担当部局へお問い合わせ下さい。	厚生労働省 医政局 TEL:03-3595-2194 厚生労働省 老健局 TEL:03-3595-2888	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713_00001.html</a>				
29	厚生労働省	医療施設等施設整備費補助金	へき地・離島の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、離島を含むへき地に所在する医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの	都道府県等	へき地保健医療対策等実施要綱に基づいて実施する事業であること 等	1/2、1/3	24億円の内数													各都道府県の医療担当部局へお問い合わせ下さい。	厚生労働省 医政局 TEL:03-3595-2194					

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36条、通称「都市(まち)の木造化推進法」)第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	施設の用途												木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト	
							非住宅建築物																		住宅
							公共建築物											民間非住宅建築物							
							学校	子ども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港								
30	厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿として通所施設等の整備を促進するなど、自治体の整備計画に基づく整備を推進する	社会福祉法人等	地方自治体が策定する整備計画に位置づけられ、真に緊急性及び必要性の高い整備を対象とすること等	1/2	45億円の内数												○		障害福祉サービス事業所等においては、施設の木造化・木質化等の木材利用等を行うものを優先的に選定するよう配慮		各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 TEL：03-3595-2528	
31	厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づき施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、計画的な施設等の整備、入所者の福祉の向上を図るとともに、障害者が利用する施設等の安全・安心を確保するため、耐震化整備や非常用自家発電整備の設置、浸水対策等を速やかに実施する	社会福祉法人等	地方自治体が策定する整備計画に位置づけられ、真に緊急性及び必要性の高い整備を対象とすること等	1/2	102億円の内数※令和5年度補正												○		障害福祉サービス事業所等においては、施設の木造化・木質化等の木材利用等を行うものを優先的に選定するよう配慮		各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 TEL：03-3595-2528	
32	こども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定子ども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する	市区町村	市区町村が策定する整備計画に基づいて整備されるものであること等	国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4等	245億円の内数												○				各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	こども家庭庁成育局保政策課 TEL：03-6858-0043 こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設等業務調整担当室 TEL：03-6863-0286	

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36条、通称「都市(まち)の木造化推進法」)第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	令和6年度概算決定額 (令和5年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途														木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト			
								非住宅建築物																				住宅		
								公共建築物										民間非住宅建築物												
								学校	子ども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅											
33	子ども家庭庁	次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策を推進することを目的に、都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づき、児童福祉施設等を設置する経費に充てるための交付金	都道府県社会福祉法人等	都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づいて整備されるものであること 等	定額（1/2相当、児童館は原則1/3相当）	67億円の内数																			各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	子ども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設等業務調整担当室 TEL：03-6863-0286			
34	子ども家庭庁	子ども・子育て支援施設整備交付金	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブや病児保育事業を実施するための施設を整備する経費に充てるための交付金	市町村	市町村が策定する事業計画に基づいて整備されるものであること 等	①市町村が整備を行う場合 ②市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合 (1)放課後児童クラブ整備費 ①国：1/3都道府県、市町村：各1/3 ②国：2/9都道府県、市町村：各2/9社会福祉法人等：1/3 等 (2)病児保育施設整備費 ①国：1/3 都道府県、市町村：各1/3 ②国：3/10 都道府県、市町村：各3/10 社会福祉法人等：1/10	156億円の内数																					各市町村の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	子ども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設等業務調整担当室 TEL：03-6863-0286	

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条、通称「都市（まち）の木造化推進法」）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定



整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	施設の用途														木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト			
							非住宅建築物																				住宅		
							公共建築物										民間非住宅建築物												
							子ども園・幼稚園・保育所	学校	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅											
＜施設整備を促進するための支援＞																													
39	農林水産省（林野庁）	建築用木材供給・利用強化対策のうち森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業（うち都市における木材需要の拡大）	都市部における木材利用の強化等を図るため、建築用木材の利用実証の取組を支援	民間事業者等	都市木利用拡大宣言等を登録した者であること	木質耐火部材、JAS構造材、内装材、木製サッシの調達費等への助成	10億円の内数	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅及び4階以上の戸建住宅	木質耐火部材、JAS構造材、内装材や木製サッシを使用することはできない ・同一の対象で、他の国や地方公共団体等からの補助や助成を原則併用することはできない ・「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載 ※1：公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2295	
40	農林水産省（林野庁）	建築用木材供給・利用強化対策のうち森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業（うち強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造に係る技術開発・普及）	建築物における実証を通じて、高い普及性が見込まれる新たな技術等の開発や再検証・改善を行う事業を支援	民間事業者等	カーボンニュートラルの貢献に向けて、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量などの検証をすること	技術等の開発や再検証・改善費用（定額）と建築費等（3/10以内）への助成	10億円の内数	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	○	非住宅・中高層建築物の木造化・木質化（耐火規制の合理化など建築関係法令改正に対応した建築等に関する取組を含む。）、高い普及性が見込まれる工法（ツーバイフォー工法等）の検証、建築物の省エネ性能の向上に伴う重量化への対応に向けた、新たな技術を活用した実証であること ・同一の対象で、他の国や地方公共団体等からの補助や助成を原則併用することはできない ・「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載 ※1：公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2295	
41	農林水産省（林野庁）	建築用木材供給・利用強化対策のうちCLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業（うちCLTを活用した先駆的な建築物の建設等支援）	協議会方式によるCLT建築物の設計・建築実証の取組を支援	民間事業者等	先駆性又は普及性のあるCLTを活用した建築物の設計・建築の実証であること	協議会運営費等（定額）や設計費・建築費（3/10以内、特に普及性や先駆性の高いものは1/2以内）への助成	10億円の内数	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅（分譲・個人住宅は対象外）	CLTを活用した建築物の実証であること ・同一の対象で、他の国からの補助や助成を原則併用することはできない ・「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載 ※1：公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2294	

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条、通称「都市（まち）の木造化推進法」）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	施設の用途												住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト	
							非住宅建築物											民間非住宅建築物								
							公共建築物																			
							子ども園・幼稚園・保育所	学校	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港									高速道路SA・道の駅
42	農林水産省（林野庁）	花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策のうちスギ材の需要拡大（うち花粉症対策木材利用促進）	中小工務店等の事業者に対して、住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用を図るための取組を支援	民間事業者等	スギJAS構造材等を利用した建築を行うこと	住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用を図るための取組に係る経費への助成	60億円の内数 ※R5補正												○	花粉症対策として住宅分野においてスギJAS構造材等の利用を図るための取組を行うこと	林野庁が採択した事業実施主体が、助成事業を公募する。		林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2295			
43	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち木材製品の消費拡大対策（うちCLT建築実証支援事業のうちCLT建築実証事業）	協議会方式によるCLT建築物の設計・建築実証の取組を支援	民間事業者等	先駆性・普及性のあるCLTを活用した建築物の設計・建築等の実証であること	協議会運営費等（定額）や設計費・建築費（3/10以内、特に普及性や先駆性の高いものは1/2以内）への助成	458億円の内数 ※R5補正	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	○	CLTを活用した建築物の実証であること	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する。	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2294		
44	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち木材製品の消費拡大対策（うちJAS構造材実証支援事業）	JAS構造材を活用した建築実証を支援	民間事業者等	JAS構造材活用宣言を登録した者であること	JAS構造材の調達費の1/2相当（定額）	458億円の内数 ※R5補正	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	○	JAS構造材を使用する実証であること	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する。	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-0583		
45	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち木材製品の消費拡大対策のうち外構部等の木質化対策支援	非住宅及び住宅の外構部等について、木質化を実証的に行う場合に支援	民間事業者等	これまで木材があまり使われていない建築物の外構部・外装について、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行うものであること	木材の調達費等の一部を支援	458億円の内数 ※R5補正	建築物の外構(木塀・ウッドデッキ等)や外装が対象。詳細は「公募情報等」欄に記載した者が決定。												○	建築物の外構部・外装の木質化の実証であること	同一の対象で他の国からの補助や助成を原則併用することはできない。	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する。		林野庁木材利用課TEL：03-6744-2626	<a href="https://www.kinoheiji.jp/">https://www.kinoheiji.jp/</a>
46	農林水産省（林野庁）	木材需要の創出・輸出強化対策（うち地域における非住宅木造建築物整備推進）	地域における建築物の木造化・木質化を促進するため、建築物での木材利用促進に取り組む地域協議会等に対して、専門家を派遣して技術的に支援	地域協議会等	非住宅建築物の木造化・木質化に取り組む地域協議会等であること	事業実施主体が、専門家を派遣し、地域協議会等の取組を技術的支援	0.6億円の内数	地域協議会等による建築物への木材利用促進に向けた取組への支援であり、建築物の用途は問わない(ただし、戸建て住宅のみを対象とする取組は対象外)												○	地域において建築物の木造化・木質化に向けた取組を行うものであること	設計費や工事費用など、建築に係る費用を補助する事業ではない	林野庁が採択した事業実施主体が、技術的支援を求め地域協議会等を公募する		林野庁木材利用課：03-6744-2626	<a href="http://mokusoukakiwoikaku.or.jp/">http://mokusoukakiwoikaku.or.jp/</a>

※炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条、通称「都市（まち）の木造化推進法」）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定